

目 次

ページ

議案甲第 4 4 号	多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 4 5 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 4 6 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	6
議案甲第 4 7 号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	8
議案甲第 4 8 号	多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第 4 9 号	多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………	1 1
議案甲第 5 0 号	多久市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例……………	1 3
議案甲第 5 1 号	多久市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例及び多久市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例……………	1 5
議案甲第 5 2 号	多久市道路占用料条例等の一部を改正する条例……………	1 7
議案甲第 5 3 号	多久市定住促進条例の一部を改正する条例……………	2 3

議案甲第54号	多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者の指定について……………	24
議案甲第55号	多久市陸上競技場等の指定管理者の指定について……	25
議案甲第56号	多久市社会福社会館の指定管理者の指定について……	27
議案甲第57号	多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の指定について……………	28
議案甲第58号	多久市物産館「朋来庵」の指定管理者の指定について……………	29
議案甲第59号	多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者の指定について……………	30
議案甲第60号	東多久交流プラザの指定管理者の指定について……………	31
議案甲第61号	多久市駐車場の指定管理者の指定について……………	32
議案甲第62号	多久市まちづくり交流センターの指定管理者の指定について……………	33
議案甲第63号	中央公園の指定管理者の指定について……………	34
議案甲第64号	西溪公園等の指定管理者の指定について……………	35

議案乙第 4 4 号	令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 7 号）……………別冊
議案乙第 4 5 号	令和 2 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第 3 号）……………別冊
議案乙第 4 6 号	令和 2 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………別冊
議案乙第 4 7 号	令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………別冊
議案乙第 4 8 号	令和 2 年度多久市農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………別冊
議案乙第 4 9 号	令和 2 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………別冊
議案乙第 5 0 号	令和 2 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）……………別冊
議案乙第 5 1 号	令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）……………別冊
議案乙第 5 2 号	令和 2 年度多久市病院事業会計補正予算（第 2 号）…別冊

議案甲第44号

多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部を改正する条例

(多久市課設置条例の一部改正)

第1条 多久市課設置条例（平成22年多久市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

(多久市議会委員会条例の一部改正)

第2条 多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、広域クリーンセンター推進課」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

組織の見直しに伴い課の廃止を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第45号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に伴い、職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 6 号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 2 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）

及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例第21条及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、減額規定を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 7 号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 2 号中「第 4 3 条第 3 項」を「第 4 3 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第48号

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する
条例

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例(平成5年多久市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

別表第1の継続利用の場合の部中

「

4月から翌年3月までの平日（月曜日から金曜日まで）の利用、ただし8月を除く	月額	1,500円
8月の平日（月曜日から金曜日まで）の利用	月額	3,000円

」

を

「

4月から翌年3月までの平日（月曜日から金曜日まで）の利用、ただし8月を除く	月額	2,500円
8月の平日（月曜日から金曜日まで）の利用	月額	4,000円

」

に改め、長期休業のみの利用の部中

「

夏季休業日7月分 （月曜日から金曜日まで）	当該期間額	1,500円
夏季休業日8月分 （月曜日から金曜日まで）	当該期間額	3,000円
冬季休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	700円
学年末休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	700円

春季休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	700円
-------------------	-------	------

」

を

「

夏季休業日 7月分 （月曜日から金曜日まで）	当該期間額	2,500円
夏季休業日 8月分 （月曜日から金曜日まで）	当該期間額	4,000円
冬季休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	1,000円
学年末休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	1,000円
春季休業日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	1,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

放課後児童健全育成事業に係る事業費の増加に伴い負担金の額を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第49号

多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

多久市後期高齢者医療に関する条例（平成20年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「その年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改め、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、延滞金の規定を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第50号

多久市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

多久市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年多久市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「14.6パーセント」を「14.5パーセント」に、「7.3パーセント」を「7.25パーセント」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、延滞金の規定を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 5 1 号

多久市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例及び多久市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 多久市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例（平成 1 8 年多久市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（督促、延滞金等）

第 7 条 分担金に係る督促、延滞金及び滞納処分の行為は、多久市債権管理条例（平成 3 0 年多久市条例第 4 号）の例による。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

第 2 条 多久市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 1 5 年多久市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「市税」を「多久市債権管理条例（平成 3 0 年多久市条例第 4 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、延滞金の規定を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第52号

多久市道路占用料条例等の一部を改正する条例

第1条 多久市道路占用料条例（昭和35年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（占用料の徴収方法及び納期限）

第4条 占用料は、当該許可期間に係る会計年度ごとに納入通知書又は口座振替により徴収する。

2 納期限は、6月末日とする。ただし、当該年度の途中から許可を受けた占用料等の納期限は、納入通知書に指定する期日とする。

第5条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第5条 市長は、占用料を前条第2項の納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をした場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。

3 市長は、第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金を徴収する。

4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第5条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

第2条 多久市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例（平成24年多久市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（占用料等の徴収方法及び納期限）

第4条 占用料等は、当該許可期間に係る会計年度ごとに納入通知書又は口座振替により徴収する。

- 2 納期限は、6月末日とする。ただし、当該年度の途中から許可を受けた占用料等の納期限は、納入通知書に指定する期日とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（督促及び延滞金）

第6条 市長は、占用料等を第4条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促をした場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。
- 3 市長は、第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を徴収する。ただし、市長が、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則を附則第1項とし、次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

第3条 多久市法定外公共物管理条例(平成15年多久市条例第10号)の一

部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(占用料等の徴収方法及び納期限)

第17条 占用料等は、当該許可期間に係る会計年度ごとに納入通知書又は口座振替により徴収する。

2 納期限は、6月末日とする。ただし、当該年度の途中から許可を受けた占用料等の納期限は、納入通知書に指定する期日とする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(督促及び延滞金)

第19条 市長は、占用料等を第17条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をした場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。

3 市長は、第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を徴収する。ただし、市長が、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を減額し、又は免除することができる。

4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第19条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の多久市道路占用料条例第5条第3項及び附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の多久市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例第6条第3項及び附則第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の多久市法定外公共物管理条例第19条第3項及び附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、延滞金の規定を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第53号

多久市定住促進条例の一部を改正する条例

多久市定住促進条例（平成18年多久市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

定住奨励事業の期限を延長するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第54号

多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久聖廟展示館

多久市東原庫舎

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市多久町1843番地3

公益財団法人「孔子の里」 理事長 横尾 俊彦

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第55号

多久市陸上競技場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市陸上競技場

多久市庭球場

多久市アーチェリー場

多久市野球場

東多久運動広場

北多久運動広場

多久北部運動広場

緑が丘運動広場

多久市体育センター

東多久社会体育館

北多久社会体育館

緑が丘社会体育館

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍1119番地90

一般財団法人 多久市体育協会 会長 小野 茂

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市陸上競技場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第56号

多久市社会福社会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多久市社会福社会館
- 2 指定管理者となる団体の住所及び名称
多久市北多久町大字小侍45番地31
社会福祉法人 多久市社会福祉協議会 会長 藤田 和彦
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市社会福社会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第 57 号

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市ワーキングサポートセンター

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

佐賀市唐人 1 丁目 6 - 1

特定非営利活動法人価値創造プラットフォーム 代表理事 石崎 方規

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第58号

多久市物産館「朋来庵」の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市物産館「朋来庵」

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市多久町1837番地1

多久市観光協会 会長 野中 保圀

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市物産館「朋来庵」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第 59 号

多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市ふるさと情報館「幡船の里」

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市西多久町大字板屋 6 1 5 7 番地 4

幡船の里運営協議会 会長 蒲原 政信

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第60号

東多久交流プラザの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

東多久交流プラザ

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍687番地19

多久市商工会 会長 藤川 範史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

東多久交流プラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第 6 1 号

多久市駐車場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

砂原駐車場

東多久古賀山駐車場

東多久駅南駐車場

東多久駅北駐車場

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 6 8 7 番地 1 9

多久市商工会 会長 藤川 範史

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第62号

多久市まちづくり交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市まちづくり交流センター

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍1016番地2

一般社団法人たく21 代表理事 鳥井 勝久

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市まちづくり交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第 6 3 号

中央公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中央公園

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 6 7 1 番地 3

西九州建設株式会社 代表取締役 福島 豊

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

中央公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第64号

西溪公園等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

西溪公園

中部公園

多久市西溪公園寒鶯亭

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍671番地3

西九州建設株式会社 代表取締役 福島 豊

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

西溪公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。